

資料3

新潟市住民バス運行事業補助金交付要綱の一部改正について

改正内容

施行日 平成26年4月1日

No.	項目	改正後	改正前	メリット
1	運行日数 ・土休日 対応	365日上限 10便/日 (70便/週) ※平日のみ 14便/日、 平日及び土休日 10便/日 対応可能	245日(平日) 上限 10便/日	①利便性向上 ②運行枠の選 択肢拡大
2	運営経費	10万円を上限	—	運営団体の 活動強化
3	利用実績 加算	収支率 30%を超えた部 分を翌年度に限 り補助限度額 に加算	—	①意欲向上 ②運行計画 反映
4	特例措置	運行費補助限度 額に運賃収入× 3/105を加算 (期間H26.4.1～ H27.9.30)	—	①利用促進 ②利用者負 担軽減

施行日 平成26年4月1日